

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	食糧増産援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	271,000千円 H17.3.28まで	H16.3.29 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H16.9.21 624号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H17.3.28まで	H16.3.29 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H17.5.24 306号
セネガル	ロンゾル水産センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設及び上記2.の機材の管理指導に必要な役務の供与 地方村落給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理に関する指導及び啓もう活動に必要な役務の供与	652,000千円 H17.11.16まで	H16.11.17 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H17.5.16 263号
セネガル	地方村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	地方村落給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設又は改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	495,000千円 H17.11.16まで	H16.11.17 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H17.5.17 274号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H18.3.17まで	H17.3.18 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H17.6.13 409号
セネガル	地方村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	地方村落給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設又は改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	355,000千円 H18.3.31まで	H17.6.17 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオウ・経済・財政大臣	H17.7.26 696号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日を示すH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル国営放送局 (R T S) T V 放送機材整備計画のための 贈与に関する日本国政府とセネ ガル共和国政府との間の交換公 文	セネガル国営放送局 (R T S) T V 放送機材整備計 画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	726,000 千円 H18. 3.31 まで	H17. 6.17 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル 大使 セネガル側 アブドゥラ イ・デアイオッブ経済・財政 大臣	H17. 8.10 750 号
セネガル	初等教育教員養成校整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とセネガル共和国政府との間の 交換公文	初等教育教員養成校整備計画を実施するために必要 な 1. 初等教育教員養成校の建設に必要な生産物及び役務 の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設及び2.の機材の管理指導に必要な役務 の供与	642,000 千円 H18. 3.31 まで	H17. 9. 2 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル 大使 セネガル側 シェイク・ア ジブ・スアレ経済・財政 大臣付予算担当大臣	H17. 9.21 949 号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。